

2 子にどのような財産を残しておくか？

(子が相続した時点での財産のシミュレーション、遺言)

① 残しておく財産内容の検討

親なき後、「障害のある子」にどのような財産を残すかについて考えておく必要があります。

仮に親に持ち家があり、その子が身辺自立できる場合には、生活拠点となる自宅(不動産)を残してあげることができれば、引き続き住み慣れた家で生活できるというメリットがあります。

子が相続した時点での財産のシミュレーションについては、他の相続人との相続財産分割のバランス等を考慮の上、具体的にどの程度、親なき後の「障害のある子」の生活拠点や生活資金を確保することができるかについて検討することが重要です。

また、不動産や預金など、「障害のある子」に残す財産の方向性が決まった後、その財産の規模に応じて相続税の発生が予想される場合には、事前にどの位の相続税が発生するのか試算しておく必要があります。詳しくは、税理士にご相談ください。

② 財産の残し方(遺言)の検討

「障害のある子」に遺す財産については、それを具体的に遺言書とし、公的機関において保管しておくことが重要です。

遺言書の紛失・亡失の恐れがなく、相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐ遺言の保管制度については、次の2通りの方法が考えられます。

	自筆証書遺言保管制度	公正証書遺言
制度の概要	自筆証書遺言を <u>法務局</u> で管理・保管する制度。 遺言者が法務局にて保管申請を行う際に、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられる。 法務局所定の様式を利用。但し、財産目録は、不動産(土地・建物)の登記事項証明書や通帳のコピー等の資料を添付する方法で作成することができる。	<u>公証人が作成</u> に関与し、原本を <u>公証役場</u> で厳重に保管する制度。 公証人という法律の専門家が遺言を作成し、その文言について遺言者の確認を受けた後、公証役場にて、遺言者と <u>証人2名</u> が原本に署名・押印することとなる。
手続きを行う役所	住所を管轄する法務局	住所を管轄する公証役場
役所への手数料等	遺言書1通につき一律 <u>3,900円</u>	目的の価額に応じ、公証人手数料が <u>段階的に定められている</u> 。 例えば、5,000万円超1億円以下の場合、基本手数料43,000円と遺言加算13,000円とで、合計 <u>56,000円</u> (但し、相続及び遺贈を受ける人ごとに算出) 他に、文案作成及び証人2人の手数料有。